

## 物品売買単価契約書（案）

物品の売買に関し佐賀県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に下記条項により契約を締結する。

第1条 品名、規格、供給条件、契約単価、納入期限、納入場所、契約期間、契約保証金、支払金額及び請求書等は別表のとおりとする。

第2条 甲は乙に対して必要のつど必要な数量の納入を指示するものとする。

第3条 乙は、物品を納入しようとするときは甲に通知し、甲の指示により検査を受けなければならない。

第4条 前条の規定による検査に合格しないものがあつたときは、乙はただちに取り換えし、更に検査を受けなければならない。

ただし、このために納期を延長することはできない。

第5条 甲は、第3条及び第4条に規定する検査のほか必要があると認めるときは、納入期限前に随時検査を実施することができる。

第6条 乙が物品を納入するに必要なすべての費用は乙の負担とする。

第7条 納入した物品が、1か月以内に甲の不注意によることなく破損し、または故障を生じたときには、甲は取換えまたは補修の要求をすることができるものとする。この場合において、乙がその義務を履行しないときは、甲がこれを代行し、その費用は乙が負担するものとする。

第8条 乙の責に帰する事由により期限内に物品を納入しないときは、甲は違約金として納期の翌日から完納に至るまでの日数に応じ、未納物品代金に対して年3.0%の割合を乗じた金額を徴収する。

第9条 乙は天災又は不可抗力その他正当の事由により期限内に物品の納入を完了できない場合は、延期理由の発生後直ちに甲に対し延期の請求をすることができる。この場合甲がやむを得ないと認めたときは、相当日数に限りこれを承認することができる。

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときには、何らの催告を要せずこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があつても、甲は賠償の責任を負わない。

(1) 納入期限内に納入できる見込みがないと認められたとき、又は契約を履行しなかつたとき。

(2) 納入に関し不正の行為があつたとき。

(3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(4) その他この契約に反したとき。

- 第11条 甲は、乙が前条に該当したことにより、契約を解除した場合は、違約金として〇〇〇〇円（契約単価×予定数量に消費税及び地方消費税を加算した額の10分の1の額）を徴収する。
- 2 第1項の規定による違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。
- 3 乙は、第1項の規定による違約金の請求を受けた場合において、甲の定める期限までに支払わないときは、期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年3.0%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。
- 第12条 乙は、納入物品を月毎にとりまとめ、物品代金を甲に請求するものとする。甲は、乙が提出する適法な請求書を受領した日から30日以内に代金の支払いをするものとする。
- 2 乙は、甲が前項の支払期限までに支払わないときは、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で算定した遅延利息を甲に請求することができる。
- 第13条 前条の代金の額は、別紙に定める契約単価に数量を乗じて得た金額に、消費税額及び地方消費税額の額を加算して得た金額とする。（当該金額に1円未満の端数があるときは、その1円未満の金額を切り捨てた額）とする。
- 第14条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約によって生ずる権利義務を他に譲渡し、又はその履行を委任し、もしくは請け負わせ、並びに担保に供することはできない。
- 第15条 甲は、この契約締結後に、経済上の著しい変動により契約単価が甚だしく不相当であると認めるときにおいて、乙と協議のうえ契約を変更することができる。
- 第16条 前各条に定めるもののほか契約の履行について必要な事項は、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の定めるところによる。
- 第17条 この契約について疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。
- 2 協議が整わないときは、甲の決定するところによる。
- 第18条 甲は翌年度において本契約に係る歳出予算について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができるものとする。なお、このために乙に損害が生じた場合は、甲乙協議のうえ賠償額を定めるものとする。

この契約を証するため契約書2通を作成し、甲・乙各1通を所有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 佐賀市城内一丁目1番59号  
氏 名 佐賀県総務事務センター長 平川 一男 印

乙 住 所  
商号又は名称  
代表者職・氏名 印

(別表)

品名	LPガス い号
規格	LPガス ( 地区)
供給条件	(1) 容器交換方式によりLPガスを供給すること。 (2) 容器は納入業者が設置すること。 (3) 調整器、高圧ホース、ガスメーターについては、県が設置する。 (4) LPガス料金は、容器、保安点検、検針費用、ガス原料費、配送費を含むものとする。 (5) 「供給開始時の点検調査」について報告書を提出すること。 なお、同一事業者が継続して受注した場合等で、契約期間が当該点検調査の有効期間内であれば提出の必要はないこと。 (6) 緊急時の対応にあつては、原則として30分以内に現場に到着し、所要の措置を行うことができる体制であること。(保安業務告示) (7) 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」等の関係法令を遵守すること。
契約単価	¥ — 1 m <sup>3</sup> 当たりの単価とし、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。
納入期限	即日
納入場所	県が指示する場所
契約期間	令和8年5月1日から令和9年4月30日まで
契約保証金	佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除
支払金額	支払金額は、所属(本庁各課、各現地機関、各県立学校、各警察署)ごとの金額とし、契約単価に1か月分の納入量に乗じて得た金額に消費税額及び地方消費税額の額を加算して得た金額とする。 なお、これらの金額に1円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額とする。
請求書等	請求書は、所属ごとに納品分を月締めし、 <b>本庁各課及び各現地機関分においては翌月の10日までに総務事務センターへ提出</b> するものとし、 <b>各県立学校、警察署分については、翌月の10日までに各県立学校、各警察署へそれぞれ提出</b> するものとする。 ただし、使用量が少ない所属については、協議のうえ、数か月分をまとめて請求できるものとする。 なお、支払日は適正な請求書を受理した日から30日以内とする。
その他	佐賀県財務規則による。

